安土コミュニティエリア 整備設計業務委託 プロポーザル要求水準

近江八幡市 令和6年4月

1 はじめに

本市では、防災拠点を計画的に整備することを災害に強いまちづくりの1つの計画の要とし、市内を11の防災地区(小学校区程度)に区分し、各防災地区に安全な避難場所、避難所、備蓄倉庫、物資集積拠点、医療救護拠点、給水拠点、ボランティア拠点、地区防災拠点を整備することとしている。

これまで平成23年度に金田学区、平成25年度に島学区と馬淵学区、平成26年度に老蘇学区、平成27年度に桐原学区、平成29年度に武佐学区、平成30年度に岡山学区を終え、本事業による整備は8例目となる。

今回計画している安土コミュニティエリア整備事業は、施設の老朽化等に伴い、市立安土小学校・安土地域防災センター(コミュニティセンター)・安土こどもの家(放課後児童クラブ)を一体的、複合的に整備し、防災教育・協働のまちづくり、学校教育、社会教育、放課後児童クラブに通う子どもたちの健全育成など各施設に求められる機能を整備しつつ、各施設の有機的な連携による相乗効果により、本市の地域防災計画に基づく防災地区内の市民の1割が中期的に避難生活を送れる防災機能を備えた避難施設として、また、被災者対応、情報収集等を行う現地本部等の機能を備えた地区防災拠点として整備するものである。更に、消防団の拠点も一体整備することにより、迅速な避難誘導等を図り、安全・安心な災害に強いまちづくりを推進し、地域防災力の向上をはじめ、安土学区住民のコミュニティ活動の促進・特色ある地域社会の形成を図り、安土学区の魅力的なまちづくりのための総合的な拠点を構築するものである。

また、安土学区における地域拠点の一体整備は、平成25年から約10年間に亘って、安土学区のまちづくり協議会や安土学区自治連合会等において議論、検討が積み重ねられてきた事業であり、令和4年度には地域の意見を取り入れながら、必要な機能や規模等をとりまとめた「安土コミュニティエリア構想」を策定した。

本プロポーザルは上記構想に基づき、「時代にあった安全・安心な生活基盤を築き、次世代への礎を築く」とする本市の基本目標を十分理解し、高度な企画・調整能力、技術力、ノウハウ及び最新技術などの優れた見識を備える、安土コミュニティエリアの構築に最も適した事業者を選定するために実施するものである。

本事業にかかる土地購入費をのぞく総事業費は、約 6,800,000 千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む)を予定しているが、提案者により一層の事業費の削減を提案されることを期待する。

2 適用

本要求水準は、安土コミュニティエリア整備事業のうち、安土コミュニティエリア全体の設計業務について、事業者選定にかかるプロポーザル提案及び契約の履行に際し求める要求水準等を示すものである。

3 業務内容

(1) 日程

本事業は、別添「安土コミュニティエリア整備事業スケジュール」に沿って行う予定である。各業務の成果物の提出期限は、下記の通りとするので遅延なく提出すること。なお、下記に示す日程は、許認可に要する期間を含む日程であるので了知のこと。

1) 安土コミュニティエリア土地利用設計業務

造成設計業務、調整池設計業務、道路測量設計業務、開発許可申請業務農地転用許可等申請業務、土質調査業務、近隣対策調查 令和7年4月30日

2) 安土小学校整備工事設計業務

安土小学校校舎、屋内運動場、プール、グラウンド、多目的大ホール、 駐車場、外構設計業務 令和7年12月26日

3) 安土地域防災センター整備工事設計業務

安土地域防災センター、屋外倉庫、駐車場、外構設計業務

令和7年12月26日

4) 安土こどもの家整備工事設計業務

安土こどもの家、駐車場、外構設計業務 令和7年12月26日 なお、上記のそれぞれの設計業務には、地域住民との設計案の意見交換や、住民参 画などの企画・提案も含むものとする。

(2) 敷地条件

1) 所在地

近江八幡市安土町下豊浦

- 2) 敷地面積(実測面積合計)
 - 約 49, 400 m²
- 3) 地域・地区等

市街化調整区域

4) 形態規制

建ペい率 70%

容積率 200%

5) その他

净化槽設置区域

歴史文化風景計画区域(田園型)

(3) 業務概要

- 1) 安土コミュニティエリア整備にかかる施設及び構造物等の設計業務
- 2) 開発、農地転用、建築設計及び申請に必要な調査、申請
- 3) 小学校、地域防災センター、こどもの家等設計に必要となるボーリング調査 (深度 26m、14 か所程度) 並びに標準貫入試験等の土質調査業務

- 4) 井戸現況調査等近隣対策調査
- 5) 工事の実施に必要な各種申請業務
- 6) 工法、工期、建設費、維持費等にかかる適正かつ、明確な比較検討資料作成
- 7) 安土小学校教職員及び地域住民に対する設計案の意見交換と改善提案、住民参画 についての企画立案
- 8) 関係機関等との協議への出席・説明・取りまとめ等 ※各種申請業務において、手数料が必要な場合は請負者が負担すること。

4 技術提案

- 1) プロポーザル参加者は、プロポーザル募集要領に基づき、積極的に創意工夫を行ってプロポーザル提案書により提案を行うこと。
- 2) プロポーザル提案書は、後記「6 要求水準」を満たすものであること。
- 3) 本要求水準に記載している内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な 方法がある場合は、積極的に提案されたい。

5 プロポーザル提案書

- 1) プロポーザル提案書の作成及び提出に要する費用は、プロポーザル参加者の負担とし、提出された提案書の返却は行わない。
- 2) 提出したプロポーザルの提案書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 3) プロポーザル提案書の中で版権、著作権など第三者の権利の対象となる図書等からの引用を行う場合、プロポーザル参加者がそのことに対する責任を負う。
- 4) プロポーザル提案書の中で、特許権、実用新案権、意匠権並びに商標権及び法令 に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を 使用することとした場合、原則としてプロポーザル参加者がそのことに対する責 任を負う。
- 5) プロポーザル方式により特定された提案の内容については、設計業務内容に含むものとする。

6 要求水準

本事業において実施すべき内容は以下のとおりとする。

なお、本プロポーザルの提案にあたっては、コミュニティエリア全体をはじめとする施 設固有の要求を読み取り、提案者の高度な創造性、技術力、ノウハウや最新技術などを最 大限に活かし、柔軟でかつ優れた提案を作成されることを期待する。

また、本内容は確定した設計業務範囲、内容を示すものではないことに留意すること。

(1) 基本的要求

- 1) 業務全体について
 - 1 近隣の住環境、交通及び景観等の立地条件を十分考慮し、地域に根ざした計画とすること。
 - 2 多様性に配慮したユニバーサルデザインとすること。
 - 3 ライフサイクルコストの低減及び維持管理のしやすさに配慮すること。
 - 4 学区人口並びに出生の動向を調査し、将来、人口減となった時の施設利用について十分検討するとともに、柔軟性を持った施設計画とすること。
 - 5 安土コミュニティエリア構想配置図とその考え方に基づき計画すること。但し、各建物形状、並びにプール、駐輪場、及び屋外倉庫の配置については、機能性や利便性を考慮し提案すること。なお、校舎、屋内運動場及び多目的大ホールについては、各施設の連携・機能性向上に資する一体整備の提案は可とする。
 - 6 学校施設の整備については、「学校施設環境改善交付金」及び「公立学校施設整備負担金」の補助制度等を利用する予定である。また、こどもの家については「子ども・子育て支援施設整備交付金」の補助制度を利用する予定であるため、各制度を熟知するとともに、規模・仕様等の検討をする場合は考慮のうえ提案すること。
 - 7 外観について、「緑と石垣に囲まれた景観」をイメージし、歴史文化風景計画 (田園型)地区における風景形成基準に従い計画すること。

2) 施設の共用化について

- 1 地域と学校の連携と交流を促進する観点から、安土小学校と安土地域防災センターとの間で、共用する施設(グラウンド、屋内運動場、多目的大ホール、及び駐車場)について、双方のセキュリティ対策、使用時間帯の違いを考慮したうえで、その効果的な使用ができるような提案を行うこと。
- 2 将来的な人口減を見越し、普通教室等の必要数が減少した場合においても、 諸室の利活用が行いやすい平面構成とする工夫を講ずること。
- 3 安土小学校、安土地域防災センター、安土こどもの家の利用者及び教職員用の駐車場として、1 台当たり寸法 2.5m×5.0m以上で 340 台程度(車いす使用者駐車区画 6 台以上含む。)収容できる駐車場を計画すること。また、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度に基づく思いやり区画を配置すること。なお、駐車場は、各施設の敷地として振り分けることが可能なものとし、それぞれの連携使用及び緑地帯等の景観にも考慮すること。
- 4 屋内運動場は、社会体育の一環として地域開放を予定しているので、配置計画に考慮し、また、災害時に有効的に活用できる位置とすること。
- 5 グラウンドについては、学区運動会等、地域イベントを開催する共用施設で

もあるため、グラウンド外周にテント(2間×3間)20張り程度設置できるスペースとテント後部を通行できるだけのスペースを設けること。

- 6 屋内運動場及び多目的大ホールを校舎と一体化する場合には、管理区分を明確にするため地域開放用の出入口を設けること。
- 3) 防災・災害時対策について
 - 1 敷地全体の施設を利用し、安土学区住民の1割(約980名)が、中期的に避難生活が可能となるよう、非常時の生活用水や飲料水、非常用電源の確保など、災害時を想定した設備、機能を有する施設とすること。また避難施設として利用するために必要な機能を有すること。
 - 2 琵琶湖の洪水浸水想定区域図及び地先の安全度マップによると、計画地付近は 1.0m~2.0m 未満の浸水想定区域となっている。計画地盤高の設定のほか、浸水にかかる対策を講ずること。
 - 3 敷地内の配電は、無電柱化とする。
- 4) 交通、安全、防犯等への配慮
 - 1 歩行者と車両の動線が交錯しないようにすること。
 - 2 給食搬入車両等のサービス用車両の動線及び一時駐車のためのスペースを適切な位置に配置すること。
 - 3 屋外各部及び建物内の共用部分は、周囲からの見通しを確保したうえで死角 となる場所をなくすよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等に ついて工夫すること。
 - 4 囲障を計画する際、特に防犯面からは、周囲からの見通しを妨げるブロック 塀等は避け、視線が通り死角を作らないように計画すること。また、周辺環境 との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも考慮すること。
 - 5 敷地内通路等からそれぞれの施設に対し、利用しやすい場所に駐輪場を設けること。なお、設置台数は 100 台(小学校 50 台、地域防災センター50 台)を目安にすること。
 - 6 グラウンドは職員室等の管理諸室から見渡せる場所に設置し、屋外トイレ、 倉庫等により死角が発生しないよう配置計画を行うこと。
 - 7 児童の登下校及び校庭等の子どもの様子を地域の目で見守ることができるよう計画すること。
 - 8 昼間時、校舎内への外部からの侵入を防ぐため、門塀もしくはフェンス等により、児童の安全対策を図ること。
 - 9 防犯監視用として、防犯カメラを必要な個所に設置すること。
- 5) エコ・環境対策について
 - 1 再生可能エネルギーの積極的な採用やランニングコストの大幅な低減等について、具体的提案を行うこと。

- 2 施設の長寿命化に関する対策について、具体的提案を行うこと。
- 3 緑化について、将来の樹木の成長や維持管理の容易性を十分考慮したうえで 計画すること。
- 4 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律の趣旨を理解し、可能な限り施設の木造化、木質化に努めること。
- 5 近隣の農地に影響が出ないよう、日照、通風、水利等に十分配慮して配置計 画を行うこと。
- 6 空調効果を最大限に活かすため、屋根や外壁、建具等の断熱化を図ること。
- 6) 工期短縮につながる設計上の提案について

別添「安士コミュニティエリア整備事業スケジュール」は、本市において過去の同規模実績をもとに工事期間を設定したものであるが、より早期の竣工・供用開始を地域より強く求められている。ついては、設計上や工事監理時、その他によって下記の項目における工期の短縮につながる提案を行うこと。また、同提案により工期がどのように短縮できるかを示すこと。

- 1 資機材の調達の工夫により短縮できるもの
- 2 設計 (意匠・構造・設備) 上の工夫により短縮できるもの
- 3 一定の条件を伴うが、供用開始を早めることができるもの
- 4 工事監理時において、工期の短縮が見込めるもの
- 5 上記のほか、工期短縮に効果のあるもの

(2) 各施設等に関する要求水準

【安土コミュニティエリア土地利用計画】

安土コミュニティエリア整備事業では、計画地内の開発行為等の土木工事を伴うも のとなっている。ついては、下記事項に留意のうえ提案されたい。

- 1) 開発行為(コミュニティエリア全体)
 - 1 開発行為の計画にあたっては、開発事業の手引き(令和5年4月 近江八幡 市)を順守すること。
 - 2 地上にある土木構造物は、歴史文化風景計画(田園型)に配慮した意匠とすること。
 - 3 琵琶湖の洪水浸水想定区域図、及び地先の安全度マップ(最大浸水深図 200 年確率 滋賀県)によると、計画地は 1.0~2.0m 未満の浸水予測区域となっているため、計画地盤高を想定浸水深以上の標高 (FH≒87.0m) となるよう計画すること。
 - 4 必要植栽面積は約 2,970 m² (敷地面積の 6%) 以上とすること。
 - 5 計画地の雨水等を放流する河川等の排水処理能力の検討を行った結果、計画

地内において約9,000 ㎡の、調整池等流出抑制施設の設置が必要となったため、 当該施設の設置を計画すること。なお、貯留方法はオフサイト方式とし、敷地 の有効利用と費用対効果を勘案し、オープン式と地下式の併用についても検討 すること。また、計画敷地内の調整池から計画敷地東側の放流先までの水路に ついても計画すること。

6 本業務(開発行為を含む)に関する法令・条例等に基づく申請・届出等の提出 書類の作成及び官公庁・関係機関等との協議・連絡、申請・届出・受理等の手 続を行うこと。また、本業務に関して必要となる近隣説明会の資料作成、出席 及び説明を行うこと。

2) 敷地内通路・道路等計画

- 1 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 3 条に定める大型自動車が敷地内の 各駐車場にアクセスできる計画とすること。
- 2 計画敷地西側の県道安土西生来線に右折進入のための車線を設けること。
- 3 災害発生時においても円滑な交通が確保できるよう計画すること。
- 4 敷地内通路は、歩車分離とする。
- 5 法定外道路(既存農道)の機能確保のため、接続道路と転回広場を設けること。
- 6 敷地西側の都市計画道路区域は歩道とすること。
- 7 防犯・安全対策として照明を設置すること。
- 8 上記の検討を行うにあたり必要な測量業務を実施すること。

3) 土質調査業務

- 1 建築基礎の検討に必要な土質調査を行うこと。
- 2 事業地周辺の井戸調査を実施すること。

【安土小学校】

安土小学校は、開校 123 年目を迎える伝統ある小学校である。昭和 45 年に現在の校舎が建設され、その後の児童数の増加により昭和 53 年、南校舎に 6 教室増築、昭和 57 年に北校舎 6 教室増築、平成 17 年には現在のプール・体育館が竣工した。

平成 10 年には耐震補強と併せて大規模改修工事が行われたが、建設後 50 年以上経過していることから雨漏りや壁面、床、階段など施設の老朽化が進行しており、「公立学校建物の耐力度調査実施要領」(平成 30 年 4 月 2 日付け 29 文科施第 422 号文部科学大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく調査を実施したところ、校舎の柱や壁のかぶり厚さの不足や中性化の進行等により、耐力度点数がいずれも当初に整備された管理棟と北・南棟がそれぞれ 3,854 点、4,334 点となり、文部科学省の国庫補助事業である

危険改築事業の採択要件 4,500 点を下回る構造上危険な状態にある建物と判定された。 また、職員及び来賓駐車場が不足しており、児童が往来する渡り廊下で給食配膳車が 作業をするなど、敷地の狭さによる不具合が浮き彫りとなっている。

更に、児童数の増加により、特別教室を普通教室として利用したり、1 つの教室を分割することで教室数を確保している。

校舎、グラウンドとも市内他校と比較し児童一人当たりの面積が最も狭いという課題もあり、施設整備により教育環境の充実を図ることが求められている。

学校の長い歴史の中で培った学校独自の特徴としては、【わたし大すき みんな大すき 安土大すき】を学校教育目標として掲げ、地域ボランティアの支援員とともに、「地域とともに子どもの育成を見守る」ことを目的とした「学校地域支援事業」の活動を重ねてきたことが挙げられる。

具体的には、本の読み聞かせボランティアグループが各教室で読み聞かせを行い、お 年寄りの方々から昔遊びの指導や、寺社・安土固有の自然をめぐるまちたんけんなど、 地域には歴史豊かな遺産とそれを受け継ぐたくさんの人々が学校教育に協力いただい ている。

また、子どもたちの健やかな成長を願い日々の安全を見守るため、スクールガードや PTAの方々が、学校への通学路で子どもが安全に通学できるよう見守り活動をした り、子どもたちの学校生活全般にわたって深く関わりをもってきた。

そのような歴史の中で、「地域に守られ、育てられた学校」として、今後の学校教育活動にもその特徴を大いに活かしていきたいと考えている。

更に、ゆとりを持った学校として、昨今の学校建築に活用されている教室に付随したオープンスペース等を配するなど多用途に利用できる諸室や、天候に左右されずに学年の体験的な活動が地域のサポーターの方々と共有できるスペースの他、地域に開かれた学校づくりのため、地域との関わりを密にし、学校の安全やボランティア支援員などの活動に利用できる諸室など、安土小学校の個性を引出すしくみの構築に向けた提案を求める。

1) 現況

1 施設概要

現状の安土小学校の施設等を表 6-1 に示す。

表 6-1 施設の概要

現況の用地		敷地面積(㎡)		
校舎敷地		約 14,810		
2	グラウント	*	約 6, 058	
施設名		構造	階数	延床面積(m²)
拉金	北棟	D.C.	3	4 419
校舎	南棟	RC	3	4, 413
ボイラー室	S		1	27
EV 棟	RC		3	51
屋外倉庫	_		_	_
プロパン庫	_		_	_
屋内運動場	W		1	1, 222
プール		RC	1	_

2 児童数と実学級数の推計

令和5年度以降の児童数及び学級数推計を表6-2に示す。

表 6-2 令和 5 年度以降の児童数と実学級数の推計

年度		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	合計
DE	児童数	74	104	100	79	104	86	41	588
R5	実学級数	3	3	3	3	3	3	7	25
R6	児童数	85	79	104	99	79	103	42	591
KO	実学級数	3	3	3	3	3	3	7	25
R7	児童数	77	85	79	104	99	79	42	565
K (実学級数	3	3	3	3	3	3	7	25
DO	児童数	74	77	85	79	104	99	42	560
R8	実学級数	3	3	3	3	3	3	7	25
R9	児童数	72	74	77	85	79	104	42	533
K9	実学級数	3	3	3	3	3	3	7	25
R10	児童数	58	72	74	77	85	79	42	487
KIU	実学級数	2	3	3	3	3	3	7	24

※ R6 年度以降は、住民基本台帳からの推計 ※ 1 クラス 35 人学級で算定。

3 教職員の現況と職員室の必要自席数 教職員の現況と新校舎に必要な職員室の必要自席数を表 6-3 に示す。

表 6-3 教職員の現況と職員室の必要自席数 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

	職務概要	人	職員室の 必要 自席数
校長	校務 (学校運営上の必要な一切の仕事) をつかさどり、所属職員の監督	1	1
教頭	校長を助け、校務を整理する 必要に応じて児童の教育をつかさどる	1	1
教諭	児童の教育をつかさどる	30	30
臨時講師	教諭に準ずる職務に従事する	4	4
養護教諭	児童の養護をつかさどる	1	1
事務職員	上司の命を受け、学校事務に従事する	1	1
用務員	学校の環境の整備及びその他の用務を行う	1	1
教員業務 支援員	印刷物や配布物の仕分け、行事の準備の補助 等を行う	1	1
地域学校 推進員	地域と学校の連携を進め、学校の支援をコー ディネイトする	1	1
特別支援 教育支援員	障がいのある児童に対し、学校生活の介助や 学習活動の支援等を行う	3	3
初任者補充	新規採用者の校外研修に際して、初任者の学 級の授業等を行う	2	1
学校図書 司書	学校図書館の整備及び学習単元で活用する 図書の選定	1	1
社会人活用	外国語活動(英語)を指導	1	1
日本語指導	外国籍児童の日本語指導	1	1
ALT	外国語活動の授業援助	1	1

スクーリング ケアサポータ ー	不登校児等に、遊びや対話等の交流活動、学 習支援を行う	3	
特支多人数 アシスタント	特別支援学級に6人~8人在籍している学級 に支援する	5	
小1すこやか 支援員	1 学級 31 人以上の学級に配置し、学校生活 の支援をする	3	共用で 6 人分
訪問教育相談 員	保護者及び児童との相談業務 ケース会議への参加	1	
スクール カウンセラー	保護者及び児童との相談業務 ケース会議への参加	1	
合 計		63	55

※特別支援教育支援員は今後増加の可能性有り。

職員 男女比 3:7

2) 校舎

新校舎の規模は、2階建、延床面積6,100 m²程度とする。

1 配置計画

- ① 障がいのある児童・教職員等が安全かつ、円滑に学校生活を送ることができるように、障がいの状態や特性・ニーズに柔軟に対応できる計画とすること。
- ② 教材、教具等の運搬や、配食などを安全かつ、円滑に行うことができる動線計画を設定すること。
- ③ 図書室等、課題解決的な学習等における児童の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室等と機能的な連携に配慮して配置を計画すること。
- ④ 教室及び特別教室は、黒板をはじめとする従来の設備と、電子黒板やタブレット PC などの ICT 機器の配置に配慮し、児童や教職員にとって使いやすいよう計画すること。
- ⑤ 職員室及び保健室との連絡、トイレ等との関連に十分留意して位置を計画すること。
- ⑥ 給食受入室及び配膳室は、音や臭い等により学習活動等に支障を及ぼすこと なく、また、外部から車等の進入がしやすく児童の安全を考慮した位置とする こと。
- ⑦ エレベーターの設置については、障がいのある児童や教職員の在籍状況、共同 学習や地域住民への開放の計画、学校給食等物品の運搬等を総合的に検討し、

位置・規格等を計画し設計すること。

® 校舎内では学年に応じて児童がコミュニケーションや休息を行うためにベンチューナー等を適切な位置に設置するような工夫を行うこと。

2 平面計画

① 必要室・スペース

校舎の平面計画を構成するために必要な諸室 (スペース) 及び想定必要数を表 6-4 に示す。なお、下記の諸室は用途ごとに兼用することが可能な場合もある ので、諸室の利用率を高める提案も可とし、その他考えられる必要諸室についても適宜提案すること。

表 6-4 校舎の構成諸室及び必要数

室名	使用目的	必要数	備考
教室	普通教室	18	オープンスペース、水場、小
			教室
	特別支援教室	7	「難聴」は防音に配慮
	通級指導教室	1	
図書室		1	図書コーナー
			読み聞かせコーナー
			調べ学習コーナー
特別教室	音楽	1	準備室
	理科	1	準備室
	図工	1	準備室
	家庭(被服・調理)	1	準備室
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1 (55 名)	事務、受付
	応接室	1	
	印刷室	1	
	教材庫	1	
	会議室	1	
	教職員ラウンジ	1	
	用務員室	1	
	配膳員室	1	
保健	保健室	1	
	保健相談室	1	
特別活動	児童会室	1	
	多目的室	1	

	放送室	1	
	PTA 室	1	
	多目的スペース	1	
生活関連	児童昇降口	1	
	職員・来客玄関	1	
	給食受入室	1	
	配膳室	1	
	児童更衣室	1	
	教職員更衣室	1	
	休養室	1	
	トイレ(児童、職員、一般)	必要数	
その他	保護者相談室	3	
	エレベーター	1又は2	一般、給食運搬(共用可)
	倉庫	1	屋内、屋外
	学年別教材庫	1	
	機械室	1	

3 所要室の概要

教室

(普通教室)

- ・ 一斉指導に適した環境を用意する。
- ・ 通学かばんだけではなく児童の荷物が多いことを踏まえ、収納スペース は教室と区分して収納コーナーとして設けるなどの工夫を行う。
- ・ 体格の違いに配慮した寸法体系とする。
- ・ 電子黒板、タブレット PC 用 Wifi 設備、充電保管庫等の情報機器に対応 した環境を整える。
- ・ 壁面は掲示を考慮した材質とすること。

(特別支援教室)

- ・ LD・ADHD・高機能自閉症等の児童も含め、障がいのある児童が原則 として通常の学級に在籍して教育を受けつつ、一人一人の障がいに応じ た特別な指導を必要な時間に行う部屋
- ・ 「知的、情緒、肢体、難聴」等、各種障がいに応じた適切な教室構成 (1)個別指導に適した部屋とする。
 - (2)自立活動の場

プレイルーム的なスペース 教室近くに畑、砂場を設置

- (3) リラックスできる場であることとし、畳があるスペースを設ける。
- (4) 隣接した位置に車いす用トイレ、シャワー室、洗面所、洗濯スペース 等児童の介助ができる設備があること。
- (5)「難聴」は周囲の音が入りにくい場所とし防音に配慮すること。

(通級指導教室)

- ・ 児童の自立を目指し、一人一人の状況に応じた指導を行う部屋。
- 外部からなるべく出入りがしやすい位置とする。

② 図書室

- 学校の文化と情報のセンター的な機能を持った部屋
 - (1) 読書コーナー
 - (2) 読み聞かせコーナー
 - (3)調べ学習コーナー
- ・ 約12,000冊の蔵書が配置・保管できるスペースを有すること。
- 児童が気軽に立ち寄れ、落ち着いた雰囲気で学習できるよう工夫すること。
- ・ 図書、指導書や教材を保管するスペースを設けること。

③ 特別教室

(楽楽)

- 演奏用・歌唱用
- 鍵盤楽器等いろんな楽器に多くの児童がふれ、演奏活動がスムーズにでき、器楽演奏の楽しさを味わうことができる音楽室
- 日常の音楽科の授業において、気軽に成果を確かめ合える音楽室
- ・ 防音に対して配置や設備を計画すること。
- ・ 準備室(楽器が収納できるスペースを確保)

(理科)

- ・ 科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育てるため に、特に物質・エネルギー等の観察、実験や科学的な体験を行う部屋
- 準備室(薬品庫)

(図工)

- ・ 児童が造形活動を行い、豊かな表現力を育む部屋
- ・ 用具類、機械類等を扱うので、安全に配慮した部屋
- ・ 準備室(作品等が保管でき、用具・備品類等が全て格納できること。)

(家庭(被服・調理))

- ・ 快適な衣服と住まいの基礎の学習ができる。
- ・ 日常の食事と調理の基礎の学習ができる。
- ・ 準備室(被服・調理に必要な教材・備品等を保管)

④ 管理諸室

(校長室)

- 来賓玄関からの案内がしやすい位置に設けること。
- ・ 廊下等から直接入室できる配置とすること。
- ・ 校長の執務室としてのスペース
- 小会議のスペース(10人程度)

(職員室)

- ・ 55 人分程度の教職員スペースを確保すること。
- 校長室と隣接すること。
- ・ 玄関及びグラウンドが見渡せるとともに、校内各所への移動に便利な位置とすること。
- ・ 来客等の相談室を併設すること。

(応接室)

校長室から直接出入りが可能な位置に設けること。

(印刷室)

- ・ 印刷、コピーができるスペース
- ・ 仕分け等の作業ができるスペース
- ・ 学年毎のロッカー (棚) の設置、印刷用紙の保管スペース
- ・ 裁断機、織り機、拡大機が置けるスペース

(教材庫)

- ・ 印刷室の隣にあり、コピー紙等のストックをしておく。
- ・ 色画用紙、模造紙等のストックをしておく。
- ・ 職員室に近接していて、教材の出し入れに支障がないこと。

(会議室)

・ 職員全員による職員会議、校内研究、及び研修等の部屋

(教職員ラウンジ)

- ・ 教職員がリフレッシュ、情報交換できるコミュニケーションスペース
- ・ 職員室と一体的に利用できるスペースとする。

(用務員室)

・ 給茶設備を有し、用務員が休息できるスペース

(配膳員室)

配膳員が休息できるスペース

⑤ 保健

(保健室)

- ・ 応急処置スペース
- 健康診断スペース

- ・ 保健委員会活動のスペース
- 保健事務のスペース
- ・ グラウンド、体育館からアクセスしやすい位置とすること。

(保健相談室)

- 相談スペース
- ⑥ 特別活動

(児童会室)

- ・ 学校のリーダーがいろんなアイデアを出し合い、作業ができるような部屋
- ・ 児童会等で作成した資料が保存できるスペース
- ・ 学級数増加の際、普通教室又は特別支援学級等に転用できるように計画 (多目的室)
 - ・ 外国語の学習、生活科等、多目的な利用ができる教室
- ・ 学級数増加の際、普通教室又は特別支援学級等に転用できるように計画 (放送室)
- ・ 校内に快適に音声や映像を配信できるシステムを備えた部屋 (PTA 室)
- ・ 学級数増加の際、普通教室又は特別支援学級等に転用できるように計画 (多目的スペース)
 - ・ さまざまな学校活動の発表や、地域と学校との交流活動等、大人数での活動を行えるスペースを設けること。但し、一時的に行うものであり、施設の共用により生まれるスペースとする。

⑦ 生活関連

(児童昇降口)

- ・ 学校の顔となる昇降口
- 待合のスペース
- ・ 学年・体格の違いに応じたレイアウト
- ・ 雨天時など屋外の汚れを建物内に持ち込まない構造
- ・ 車いす等が円滑に出入りできる構造及び手すり等の設置

(職員・来客玄関)

- ・ 職員の出入口は登校・退校動線を考慮して駐車場等との関係を考慮
- 施錠・セキュリティー等の設備を有したもの
- ・ 車いす等が円滑に出入りできる構造及び手すり等の設置

(給食受入室・配膳室)

- ・ 運搬車から直接搬入でき、配膳等が円滑にできる機能を有する部屋
- 配膳室は、児童が運搬しやすい動線計画と各階の運搬台車が格納できる部屋
- 外部と適切に隔離ができ、衛生的な管理がしやすい場所に設ける

・ 出入り口は配膳台車による衝突防止措置を行うこと。

(児童更衣室)

グラウンドや屋内運動場への動線に配慮した位置とする。

(教職員更衣室)

・ 体調が悪いときの休憩にも利用できるスペース

(休養室)

利用者に応じたスペースを確保

(トイレ(児童、職員、一般))

- ・ 低学年など体格の違いに配慮したレイアウト、寸法計画
- ・ 誰もが使用しやすいトイレを必要箇所設置
- メンテナンスがしやすい構造

⑧ その他

(保護者相談室)

・ 玄関から近い位置とする。

(エレベーター)

- · 定員 11 人程度
- ・ 給食運搬に用いるエレベーターは衝突防止にも配慮すること。
- ・ 配置を工夫し一般用と給食運搬用エレベーターの共用を検討すること。

(学年別教材庫、倉庫等)

・ 保管する物品数等に応じたスペースを確保

3) 屋内運動場

屋内運動場の規模は、平屋~2階建、延床面積1,200㎡程度とする。

1 配置計画

- ① 校舎から円滑に移動できる経路を確保するとともに、社会開放施設として地域開放することから、駐車場からのアプローチを考慮して配置すること。
- ② 地震等の災害発生時には、避難施設として利用できるよう、室内環境の確保に配慮し、情報の受発信設備を設け、また、屋外での炊き出しや避難者の受入れが容易にできるスペースとの連携、及び物資の搬入や緊急車両等のアクセスが容易な配置・構造とすること。

2 平面計画

① 必要室・スペース

屋内運動場の平面計画を構成するために必要な諸室 (スペース) 及び最低必要数を表 6-5 に示す。

表 6-5 屋内運動場の構成諸室

室名	必要数・規模
アリーナ	バスケットボールコート 2面
	(センターコート用1面を含む)
	バレーボールコート6人制 2面
	(上記競技目の同時使用はない。)
	ステージ
更衣室	男女 (各 20 m²程度)
トイレ	男女
用具倉庫	学校用、地域開放用(各 50 m²程度)
開放用ミーティング室	
備蓄倉庫	20 ㎡程度(災害時用)
その他	シャワー室・放送室

3 その他

将来的な空調設備設置を視野に入れた設計とする。

4) 多目的大ホール (ふれあいホール)

- ① 多目的大ホールの規模は、平屋建、延床面積 250 m²程度とする。
- ② 200 名程度の集会ができるスペースを有すること。
- ③ 小学校と地域活動を繋ぐ施設として、地域防災センターからも利用しやすい位置とし、エントランスは屋内運動場等と共用でも可とする。

5) プール

- ① 他の施設との連携を考慮し、給排水設備などのメンテナンスのしやすい構造とすること。
- ② 浄水型プールとし、プール水面積 400 ㎡以上 (大プール 25m (6 コース)、小プール (別槽:10m×5m 程度))
- ③ 大プールと小プールは3m以上離すこと。
- ④ 見学者用避暑施設、児童用トイレ、更衣室、機械室、倉庫

6) グラウンド

- ① 100m の直線路(助走路も考慮すること)、200m トラックを確保すること。
- ② 少年野球用にホームベースから 70m 程度のスペースを確保できること。
- ③ バックネット、JR や周囲の道路に飛び越えない高さの防球ネット、夜間照明を 整備すること。
- ④ グラウンドはのちに芝生化を予定しており、スプリンクラー、倉庫の整備を行

うこと。

- ⑤ サッカーコート、少年野球、トラック等の配置に留意すること。
- ⑥ グラウンド外周には、観覧のためのスペースや、遊具、ランニングコース、充分な収納ができる体育器具庫や屋外トイレ等を設置し、スポーツ少年団等、地域で利用される倉庫が設置できるスペースにも配慮すること。
- ⑦ グラウンド内への車両乗入れを考慮した配置計画とすること。

7) 屋外教育環境

- ① 校地のみならず、地域防災センター及びこどもの家との連携や地域住民と児童等の交流や憩いの場として、植栽(高木・低木)、学級農園を提案すること。
- ② グラウンドとその他の緑地のつながり、教育等に利用できるスペースの提案など屋外教育環境の向上につながる提案をすること。
- ③ 遊具等は充実させ、配置については、こどもの家及び児童の動線を考慮した配置計画とすること。
- ④ 雨天でも屋外で児童が多目的に利用できる空間(ピロティ等)を計画すること。

【安土地域防災センター】

安土地域防災センターは、災害時には安土学区の現地本部として地域の司令塔の役割を担うと共に、敷地内の施設と連携し、安土学区住民の約1割が中期的に避難生活を送れる避難施設として整備する。更には、ここを中継点として、市からの情報提供や災害情報の収集、伝達を行い、平常時には学区住民を対象に防災に関する研修や講座等を開催する啓発・研修施設として、住民自ら防災意識を高め、自らのまちは自ら守るという共助の活動の拠点とする。

併せて本センターには、平常時の火災予防や防災啓発をはじめ、有事の際の消火活動、避難誘導等を効果的に行えるよう、消防団の詰所及び消防車両の車庫機能を有した施設を設ける。

更に、地域コミュニティの拠点として、市と市民による協働のまちづくりを進めるための様々な地域活動の場と位置づけ、主に安土学区まちづくり協議会の活動拠点となる。まちづくり協議会は、学区自治連合会をはじめ、地域内で活動を行っている様々な団体によるまちづくりのための組織であり、地域主導で地域の活力を高め、地域住民の絆を深めるために、防災・防犯や子育て・高齢者の支え合いといった各地域で独自のまちづくりを計画し実施する団体である。安土学区まちづくり協議会では、「安土創発。歴史と文化のまちづくり」をキーワードに、地域住民が主体となって力を合わせ、住みよいまちづくりを目指して様々な取り組みを展開しており、地域コミュニティの活動拠点としての機能を併せ持つ施設として整備するものである。

ついては、地域の誰もが気軽に利用でき、様々な過ごし方や活動ができる場とし

て、更には、地域住民が主体的に運営し、維持・管理する施設として永く愛され、活用されるように設計するとともに、安土小学校や安土こどもの家との空間的・機能的な連携を考慮した提案を期待する。

1) 施設規模

地域防災センターの規模は、延床面積約 1,400 ㎡程度とする。そのうち消防団の詰所及び消防車両の車庫機能を有した施設は 200 ㎡程度とする。

2) 施設に求める機能について

別添の、平面図素案(地域防災センター)に示す配置に基づき、以下の機能を満たす施設を計画すること。

1 地域防災

- ① 平常時は防災訓練・研修並びに防災学習や写真展示等の会場として使用 し、災害時は学区防災活動の司令塔として、地域の災害状況、避難施設の状 況伝達や市からの情報提供が円滑に行えるような設備と機能を備えること。
- ② 高齢者、障がい者、乳幼児を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた施設設計を行うこと。
- ③ 生活用水(トイレ排水)、給湯設備(洗面等)、非常用電源、調理室、屋外炊き出しスペースなど、避難生活に必要な設備や場所が適切に用意された計画とすること。
- ④ 現有防災備品(発電機、テント、机、椅子等)及び避難物資を備蓄できる スペースを確保するとともに、救援物資を受け入れることを前提に、資材等 についての搬入が円滑に行えるように配慮すること。
- ⑤ 消防団安土分団詰所と消防車庫は、地域防災センターと一体で整備し、平 常時はまちづくり協議会と消防団の活動が混在しないように配慮し、入口と セキュリティは独立させる。また、災害時・緊急時の活動を考慮した動線を 確保したうえ、互いの施設を共用できる計画とする。

2 地域コミュニティ

安土学区コミュニティが活性化できるような、地域のニーズに応えられる施設 として位置付ける。

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児を含む多様な地域住民が利用・交流することを 踏まえた施設設計を行い、住民同士が絆を深める場、利用者同士が自然につ ながることが期待できる施設とすること。
- ② 地域住民が運営するにあたり、地域のニーズに合致し、また多様な活動を 触発するとともに、地域住民にとって身近な居場所や憩いの場となる施設及 び設備とすること。

③ 各室の利用が完結、固定化するのではなく、利用する集団の規模や目的に応じて多目的かつ弾力的に活用できるよう、また互いの騒音等による影響が出ないよう考慮すること。

3 施設全体

上記 1~2 について、各機能が1つの機能にとどまらず、互いが連携し、共用できるような施設が望ましいことから、施設全体の機能の互換性や連携、共用に関する考え方などの提案をすること。

4 諸室の概要

学区からの要望を踏まえた主要な諸室の概要は表 6-7 のとおりとする。また、防災拠点施設の機能として必要な設備は表 6-7 に関わらず備えるものとする。

施設の性格上、地域に根ざした施設づくりを目指しており、地元や関係諸団体・諸機関との話し合いや協議によって、計画づくりを進める予定である。施設づくりを進めるにあたっての地元との協働の考え方や方法、効果的な進め方などについて具体的に提案すること。また安土学区の地域コミュニティや歴史、文化、風土、地域活動などの特性等を計画に反映し、地域性豊かな独創的で機能的な提案を行うこと。

5 参考資料

参考資料「安土学区まちづくり計画 第5期(令和4~6年度)」「安土学区まちづくり計画のまとめ(令和元~3年度)」を熟読し、安土学区の思いを確認したうえで提案に臨むこと。

表 6-6 既存安土コミュニティセンターに勤務する職員数と必要自席数

(令和6年4月1日現在)

			事務室の
	職務概要	人員数	必要
			自席数
コミュニティ	センターの維持管理業務に関する総括	1	1
センター長	ことが が配り目生未物に関する心は	1	1
まちづくり協議会	まちづくり協議会業務	5	5
事務局職員	センターの維持管理業務	5	ΰ
まちづくり協議会	まちづくり協議会業務の支援・協力	2	2
協力員	よりラくり励哦云未伤の又抜・励力	4	∠
	合 計	8	8

表 6-7 諸室一覧

<安土地域防災センタースペース>

安土地域防災センタ 諸室	
珀 <u></u>	概要
	・施設全体と事務室単独の2つの機械警備区域の設定とする ・2階単独で使用可能にするため、屋外階段と2階への出入口を設 置
施設内全般	・照明交換、窓清掃など高所の施設管理を職員が、安全かつ容易に 行えること
	・エレベーターを設置
	・階段下等も物置や倉庫として有効利用できるように計画すること
	・展示や掲示のためのスペースを確保
玄関・ホール	・風除室を設置
(広報・連絡板)	・ホールは住民が気軽に集え、開放的な談話スペースとする
事務室	・玄関、ホール、駐車場が見渡せるように計画すること ・館内・屋外放送設備を設置
[参考;8名程度]	・全館の空調、照明、放送設備の管理
応接スペース [参考;6名程度]	・事務室内(衝立)又は隣接に配置
印刷室	・事務室隣接に配置し、一般者も利用できるように計画すること
小会議室① [参考;15 名規 模]	・各種団体が利用
小会議室②③	・各種団体が利用 ・間仕切りを外して一室利用ができるように計画すること
工芸室	・各種工芸教室をはじめとした団体が利用 ・工作台、椅子、及び流し台を設置
小会議室④ (防音室) [参考;20 名規 模]	・各種団体の活動に利用・ピアノが設置できるように計画すること
中会議室①②③ ④ [参考;200名規 模]	・会議や研修に利用 ・間仕切りを外して中会議室①と②の一室利用ができるように計 画すること
和室①②	・文化教室、会議、子育てサロンに利用 ・災害時には要援護者を収容するスペースとして利用 ・一室利用できるように計画すること
[参考;60 名規 模]	・一部を板張りとする(会議机・座椅子等を使用する) ・座布団、低机、座椅子等の物品が収納できる押入れを設置

調理室	・調理台5台(うち1台は昇降式)×6名=30人が作業できること・室外への搬出が容易にできる出入り口・IH式と停電時も使用可能なLPG設備を併設
給湯室(1F)	・事務室隣接に配置し、職員以外の施設利用者も利用できるように 計画すること
給湯室 (2F)	・職員以外の施設利用者も利用できるように計画すること
1Fトイレ 男子、女子 [参考;5~8 名 分]	・便器数は男女とも各5~8名分を設置 ・利用時はトイレ用スリッパに履きかえる
1F バリアフリー トイレ	・オストメイト対応トイレ・折畳式の乳児オムツ替えベッド、ベビーチェアを設置・利用時はトイレ用スリッパに履きかえる
2Fトイレ 男子、女子 [参考;3~4名 分]	・便器は男女とも各3~4名分を設置 ・利用時はトイレ用スリッパに履きかえる
2F バリアフリー トイレ	・オストメイト対応トイレ・折畳式の乳児オムツ替えベッド、ベビーチェアを設置・利用時はトイレ用スリッパに履きかえる
キッズルーム	・乳児を連れた利用者が気兼ねなく授乳やオムツを替えられるよ うに配慮すること
2階廊下	・各団体物品や資料等の保管用ロッカー(2 箇所)を設置
収納庫① (屋内備蓄倉庫) [参考;20 ㎡程 度]	・災害時用の備蓄物を保管 ・収納棚を設置 ・屋外からも利用可能なように計画すること
収納庫② [参考;40 ㎡程 度]	・各物品等の保管 ・収納棚を設置

<消防団(消防車両)スペース> 令和6年度消防団員58名

消防車庫	・消防ポンプ自動車 (CD-1 型、長さ 564 cm、幅 188 cm、高さ 250cm)
	及び小型消防ポンプ積載軽トラック(長さ 339 cm、幅 147 cm、
	高さ 189cm)を駐車する
	・車両周囲に消防備品 (消防ホース等) を棚置きできるよう配慮す
	ること
	・小型消防ポンプ(2台)、発電機(3台)の出し入れが容易にでき
	る収納スペースを確保
	・消防ポンプ自動車ドアを開けて乗降する際、容易に乗・降車がで
	きる横幅を確保

詰所	・消防車庫に隣接	
	・デスクスペースのほか、災害対策に対応する消防団員等の打合	
	せができるスペースを確保	
防災共有倉庫	・テントや消防防災資機材等を保管	
	・屋外からも利用可能なように計画すること	
トイレ	・床は清掃しやすい床材とする(土足利用)	
(男子・女子)		

<安土地域防災センター屋外スペース>

屋外倉庫、 屋外備蓄倉庫 [250 ㎡規模]	・各物品等を保管・物品整理棚を設置	
駐車場	 ・車止めは不要 ・消防ポンプ操法訓練ができるよう、直線 90m以上、幅 20m以上のスペースを確保 ・消防ポンプ操法訓練用放水壁を設置 放水壁のサイズ:縦(300~310 cm)×横(730~740 cm) ・電動ホースリフトの設置(消防ホース 12 本程度干せる仕様) ・消火栓を設置 	
駐輪場	・自転車、バイク、電動車いす(4輪車)が止められること	
[参考;50 台程 度]	・歩行者及び自転車が車と交錯せずに各施設へアクセスできる配 置	
軒下スペース	 ・庇を設けること(荒天時の活動、及びバザー店舗やオープンカフェ等のイベントに利用できる規模とすること) ・庇下に軽トラックが乗入れできるように計画すること ・屋外立水栓、屋外コンセントを設置 ・公衆電話、自販機の設置を考慮した計画とすること 	
屋外全般	 ・連携する施設には雨天時でも雨に濡れずに移動できるよう計画すること ・屋外ごみ集積所を設置 ・消防サイレン・パトライトを設置 ・消防ポンプ操法訓練やホースリフト作業用に照明灯を設置 ・照明灯柱下部に屋外コンセントを設置 	

【安土こどもの家】

安土こどもの家(放課後児童クラブ)は、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する施設である。

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場であり、「遊び及び生活の場」としての機能を果たすためには、子どもの生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるような機能を有することが求められている。

安土こどもの家は、平成 17 年に旧安土町が安土学童保育所として定員 50 人、利用者 49 人で開設した。平成 22 年の合併後は同施設を安土第 1 こどもの家とし、平成 26 年に第 2 こどもの家を増築するなどして、現在は、2 つの支援単位に 100 人(令和 6 年4 月時点)の利用者がいる。

また、安土小学校区内には、同施設のほかに民設の放課後児童クラブが2施設あり、 それぞれ69人と37人(令和6年4月時点)の利用があり、同小学校区全体では、3施設合計で、206人が利用している現状である。

「こどもの家」移転新築にあたっては、150人(3支援単位)規模を想定しており、保育時や校庭での外遊び時に放課後児童クラブ職員の目が行き届き、児童が安全に過ごすことができるように留意し、地域で育つ子どもとして、小学校や地域防災センターとの連携についても考慮した提案を期待する。

1) 建物の規模

平屋建てとし、延床面積は450 m²程度とする。

2) 諸室の概要

	2/ 相主》/城安				
諸室	概要				
玄関	・低学年児童や障がい児の利用に支障がないよう、段差処理に配慮				
	すること				
	・子どもが安全に出入りできる広さを確保すること				
	・屋内に下足箱を設置すること				
生活室	・児童の生活や活動をするためのスペースとして、児童一人当たり				
(3室)	1.65 m以上の広さを確保すること				
	・1 室につき 50 人程度を想定した広さとすること				
	・職員が児童の様子を見渡せるよう工夫すること				
	・生活室から戸外で遊ぶ児童の様子が見渡せるよう工夫すること				
	・十分な採光、日照、通風が得られるようにすること				
	・学習や食事のスペースと遊ぶスペースについて、パーテーション				
	等により使い分けられるよう工夫すること				
	・床はフローリング仕上げとすること				
	・児童用収納ロッカーを各室に人数分設置すること				
	・窓は児童の出入りや非常時の避難を考慮し、一部掃出し窓とする				
	こと				
	・各室に収納スペースを設置すること				
静養室	・児童の具合が悪い時に休める部屋を確保すること				
	・車いすのまま入れるようにすること				

	・ベッドが配置できるスペースを設けること		
職員室	・同時に6人の職員が事務を行なえるスペースを確保すること		
	・職員室から玄関及び生活室が見渡せるように設計すること		
	・書類を収納する書棚や職員用の更衣ロッカーを置くスペースを確		
	保すること		
会議室·多目 的室	・職員や保護者等8人程度で会議ができるスペースを確保すること		
台所	・おやつや簡単な食事を作ることを想定すること		
	・食器戸棚、冷蔵庫を設置するスペースを確保すること		
	・台所中央部に、盛付テーブルを設置するスペースを確保すること		
	・台所から生活室が見えるよう配慮すること		
トイレ	・男女別に設置し、便器は大人、児童兼用とする		
	・バリアフリートイレを併設し、障がい児や車いす等での利用を想		
	定すること。		
	・トイレ内に手洗い場を設けること		
洗面所	・施設内に 10 人程度の児童が同時使用することを想定した洗面所		
	を設置すること		
	・低学年児童にも使いやすいよう高さ等にも配慮すること		
	・感染症対策のため、蛇口は非接触型とする		
手洗い・足洗	・生活室の掃出し窓付近に1か所設置すること		
い場 (外部)	・10 人程度の児童が同時使用できること		
倉庫 (物置)	・遊具等の物品を保管するスペースを確保すること		
	・屋内と屋外に設置すること		
その他	・施設内はバリアフリー対応とし段差を解消すること		
	・給湯設備を設けること。給湯場所は、台所及び洗面所とする		
	・屋内に洗濯機が設置できるよう計画すること		
	・冬季の夕方であっても安全に送迎ができるよう、駐車場、学校、		
	及び地域防災センター周辺からの動線の明るさ対策を行うこと		

7 その他

1) その他特記事項

- 1. 受注者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等に留意・準拠し、業務を実施しなければならない。
- 2. 本業務の実施に際し、受注者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門においては、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。また、業務の進捗を図るため、十分な

- 数の技術者を配置しなければならない。
- 3. 受注者はあらかじめ本業務に必要な作業計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。
- 4. 受注者は作業の進捗状況について、適時、発注者に報告しなければならない。
- 5. 受注者は工程に変更が生じた場合には、速やかに発注者に報告し、その対応策 について協議しなければならない。
- 6. 受注者の責めに帰すべき事由による瑕疵が発見された場合には、受注者は業務完了後といえども、遅滞無くこれを修正するものとし、これにかかる費用は、 受注者が負担するものとする。
- 7. 本業務の実施に際し、関係機関等と協議を行なう場合、誠意を持ってこれにあたるほか、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 8. 本要求水準書に定める事項について疑義が生じた場合、又は定めのない事項 について疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議により、これを解決す るものとする。
- 9. 業務の履行に際し、文献やその他資料を引用した場合、その文献名、資料名等 出典を明らかにすること。
- 10. 本要求水準書に定めるもののほか、別添の特記仕様書に基づき本業務を履行すること。
- 11. 成果品の納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、ただちに訂正するものとする。
- 12. 受注者は常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。また、本業務の履行に際して知り得た事項については、発注者の承諾の無い限り、これを第三者に漏らしてはならない。
- 13. 成果品及び成果品の著作権については、発注者の帰属とし、受注者は発注者の 承諾を得ずこれを公表又は貸与してはならない。
- 14. 契約の相手方が、契約履行中の建設工事等について不当要求を受けた場合は、 近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、事業担当課へ報告しなけれ ばならない。
- 15. 不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準により処置します。
- 16. 会計検査対象となった場合についてもご協力願います。
- 17. 安土コミュニティエリア整備に伴う関連事業との調整を図り、情報の交換を 密にし、誠意をもって対応しなければならない。

8 公開資料

以下の資料を参考資料としてホームページ上で公開する。

関連施設名	資料名	規格・データ 形式
	事業位置図	PDF
	整備事業スケジュール	PDF
	現況平面図	1/500 SFC
	現況写真	PDF
コミューティエリア会体	安土コミュニティエリア構想配置図	PDF
コミュニティエリア全体 (担当:安土コミュニテ	平面図(素案)【地域防災センター】	PDF
イエリア整備推進室)	滋賀県防災情報マップ	滋賀県HP
イエク/ 歪꼐(正正主)	土質柱状図	PDF
	近江八幡市水道管路台帳図	PDF
	近江八幡市埋蔵文化財包蔵地分布図	PDF
	近江八幡市農業振興地域	PDF
	近江八幡八日市都市計画図	PDF
小学校 (担当:教育総務課)	特になし	
地域防災センター	「安土学区まちづくり計画 第4期計画の	PDF
(担当:まちづくり協働	まとめ」	
課・危機管理課)	「安土学区まちづくり計画 第5期計画」	
こどもの家 (子育て政策課)	特になし	

なお、別紙「土木測量設計業務委託特記仕様書」に貸与資料として記載しているものについては、次のとおり閲覧することができる。

閲覧期間 令和6年4月24日(水)から令和6年6月24日(月)

※土日、祝日等の閉庁日を除く

各日、午前9時から12時、及び午後1時から午後5時

閲覧場所 近江八幡市都市整備部安土コミュニティエリア整備推進室

(滋賀県近江八幡市安土町小中 1-8)

閲覧申込 希望日時等を事前に電子メールで申し込むこと。

(閲覧申込先メールアドレス 010431@city.omihachiman.lg.jp)